

焼き物にとりくむ若者たち

## 越谷青年の家の陶芸教室

土ねり10年といわれ、土のこね方が決め手の焼き物。青年の家が主催する陶芸教室ではいま、20人の若者たちが焼き物づくりに取り込んでいます。こここの地名から「崩坪(もえつば)焼」と名づけられ。材料の土はわざわざ信楽(しがらき)や益子(ましこ)から取り寄せるほどの念の入れようです。形のよい茶碗を焼きあけるまでに1年はかかりますが、受講生は土の感触を楽しみながら、焼き物を学んでいました。

健康への近道

宮本町五の一九

かしわざわら  
柏崎 清四郎 (65歳)  
せいしろう

そして、より多くの起業の発展のためにも、私たち一人ひとりが健康でなければなりません。幸い、スポーツ都市の宣言以来、見るスポーツから参加するスポーツへと大きく変わっています。これは誠に喜びにして限のない事です。

年齢など気にしません。睡眠をよくとり、よく食べるのが一番、と柏崎さん

健康を維持する最大の、そして最も近道は必ず走ることであると、大統領自ら実行されたものと思われます。生活様式もすこり改善された今日でも、なお内因に打ち勝つことは出来ません。病気と言されない頑健な体力づくりが先決です。健康は与えられるものではなく、自ら積極的に培う以外にありません。

越谷市内を急に断続して流れるあの広大な荒川沿いを、武藏野の四季折々に移り変わる風情を眺めながら、走れたならあと想つのは、私だけの夢ではないでしよう。「水と緑と太陽のまち」越谷にふさわしい散歩道やショギングコースの設置を切に要望する所だのです。

健康都市・越谷のため

「越谷とわたし」は、あなたの  
コーナーです。みなさんの投稿を  
お待ちしています。字数は900字  
程度です。

## 市の人口

(昭和55年4月1日現在)

前月比

		前月比
總人口	21万8817人	89人增
男	11万0420人	49人增
女	10万8397人	40人增
世帯数	6万3230世帯	9世帯減



# 3月定例市議会終わる

47議案を可決 各種手数料が改定されます

昭和55年度第1回の3月定例市議会は去る3月3日開会され、初日に市長の施政方針演説が行われたあと、越谷市議会にてお知らせします。

市手数料条例の制定など市長提出の45議案と議員提出2議案を可決して、21日に閉会しました。以下、可決された主な議案についてお知らせします。

## 名譽市民の年金額をアップ

市では昭和37年に「名譽市民年金額をアップ」を制定して、広く社会・政治・文化の興隆に功績のある方の栄誉をたたえ、郷土の誇りとしています。

今回改定で、名譽市民に支給される年金額が、10万円から20万円に増額されました。(詳しくは8面)

## 堂面土地区画整理事業を特別会計で

土地区画整理事業は都市計画のほとんどは、市では積極的にこの事業を進めています。

新たに越谷都市計画事業堂面土地区画整理事業を実施するにあたり、この特別会計を設置しました。

## 火災予防条例が改正されました

自治省消防部から、火を使用する設備および賃貸の具体的な設置方法等は

したものです。

ここに金部は引用できませんが、出

たしはこうです。

これが奥多摩郷(あだたら)山、

あの光るのが阿武隈(あぶくま)

川。

それが足をのびて投げ出し

て、

ここはあなたの生れたふるさと、

あの小さな自壁の点々があなたの

うみの酒庫(さかぐら)。

ほんとの空が見たいといふ、私は驚いて走る。桜満開の間に在るのは、

あの光るものが阿武隈(あぶくま)

の香り満ちた空気を吸はう。

(後略)

きまさしく光太郎の詩の世界が広が

っているのを見て、私は青春時代にも

子供の「樹下の二人」が好きで、暗唱

したものです。

これが奥多摩郷(あだたら)山、

あの光るのが阿武隈(あぶくま)

の香り満ちた空気を吸はう。

たまに改めて、

あだたら高原の思い出

が、いまから待ちどおしくなるませ

ん。

文部省が引上げられました。また増林保育所が増改築され、収容

定員が10名増員になり100名になりました。

文部省が引上げられました。また、県下3番目のものです。

(6面に関連記事)

可決された主な議案

人質は5名で、ここでは入所者の能力に応じた作業指導などが行われます。

授産施設の開設は、川口市・川越市

に次いで、県下3番目のものです。

位置は東越谷10丁目自18番地。収容

定員は5名で、ここでは入所者の能力に応じた作業指導などが行われます。

授産施設の開設は、川口市・川越市

に次いで、県下3番目のものです。

位置は東越谷10丁目自18番地。収容

# 老後を築く国民年金

第1表 通算老齢(退職)年金の通算対象期間の期間短縮表(昭和55.4.1以降)

生年月日	二つ以上の制度の通算対象期間を合算して通算老齢(退職)年金をうける場合		一つの制度の通算対象期間だけで通算老齢(退職)年金をうける場合		
	国民年金の期間を含む場合	国民年金期間を含まぬ場合	共済組合	厚生年金保険	船員保険(実期間)
大5.4.1以前	10年	10年	10年	10年	7年6月
大5.4.2~大6.4.1	11年	11年	11年	11年	8年3月
大6.4.2~大7.4.1	12年	12年	12年	12年	9年9月
大7.4.2~大8.4.1	13年	13年	13年	13年	10年6月
大8.4.2~大9.4.1	14年	14年	14年	14年	—
大9.4.2~大10.4.1	15年	15年	15年	15年	—
大10.4.2~大11.4.1	16年	16年	16年	16年	—
大11.4.2~大12.4.1	17年	17年	17年	17年	—
大12.4.2~大13.4.1	18年	18年	18年	18年	—
大13.4.2~大14.4.1	19年	19年	19年	19年	—
大14.4.2~大15.4.1	20年	20年	20年	20年	—
大15.4.2~昭2.4.1	21年	21年	21年	21年	—
昭2.4.2~昭3.4.1	22年	22年	22年	22年	—
昭3.4.2~昭4.4.1	23年	23年	23年	23年	—
昭4.4.2~昭5.4.1	24年	24年	24年	24年	—
昭5.4.2~昭6.4.1	25年	25年	25年	25年	—

第2表 昭和54年度所得制限額表

扶養人数	受給権者		配偶者扶養義務者
	老齢・障害福祉年金	(準)母子福祉年金	
0人	955,000円	2,036,000円	5,733,000円
1人	1,305,000	2,326,000	5,982,000
2人	1,595,000	2,616,000	6,195,000
3人	1,885,000	2,906,000	6,408,000
4人	2,175,000	3,196,000	6,621,000
5人	2,465,000	3,486,000	6,834,000

(上記の所得額は、昭和53年1月から12月までの総所得の額)

第3表 老齢年金を受けるには何年掛が必要か、年金額はいくらか(昭和55.1.1現在)

生年月日	最低必要期間納付した場合		特例老齢年金			
	期間	保険料額	年金額	期間	保険料額	年金額
明44.4.2~明45.4.1	10年	480,000円	296,900円	4年1月	196,000円	76,900円
明45.4.2~大2.4.1	10年	480,000	280,500	5年1月	244,000	95,700
大2.4.2~大3.4.1	10年	480,000	266,700	6年1月	292,000	114,500
大3.4.2~大4.4.1	10年	480,000	255,100	7年1月	340,000	133,400
大4.4.2~大5.4.1	10年	480,000	245,200	7年1月	340,000	133,400
大5.4.2~大6.4.1	11年	528,000	260,200			
大6.4.2~大7.4.1	12年	576,000	274,800			
大7.4.2~大8.4.1	13年	602,400	289,100			
大8.4.2~大9.4.1	14年	651,360	303,000			
大9.4.2~大10.4.1	15年	681,060	316,700			
大10.4.2~大11.4.1	16年	681,060	330,200			
大11.4.2~大12.4.1	17年	681,060	343,500			
大12.4.2~大13.4.1	18年	681,060	356,700			
大13.4.2~大14.4.1	19年	681,060	369,700			
大14.4.2~大15.4.1	20年	681,060	382,600			
大15.4.2~昭2.4.1	21年	681,060	395,400			
昭2.4.2~昭3.4.1	22年	681,060	414,200			
昭3.4.2~昭4.4.1	23年	681,060	433,100			
昭4.4.2~昭5.4.1	24年	681,080	451,900			
昭5.4.2~昭6.4.1	25年	681,060	470,700			
昭6.4.2~昭7.4.1	25年	633,060	470,700			
昭7.4.2~昭8.4.1	25年	585,060	470,700			
昭8.4.2~昭9.4.1	25年	537,060	470,700			
昭9.4.2~昭10.4.1	25年	489,060	470,700			
昭10.4.2~昭11.4.1	25年	441,060	470,700			
昭11.4.2~昭12.4.1	25年	393,060	470,700			
昭12.4.2~昭13.4.1	25年	345,060	470,700			
昭13.4.2~昭14.4.1	25年	297,060	470,700			
昭14.4.2~昭15.4.1	25年	249,060	470,700			
昭15.4.2~昭16.4.1	25年	201,060	470,700			
昭16.4.2~昭17.4.1	25年	153,060	470,700			
昭17.4.2~昭18.4.1	25年	105,060	470,700			
昭18.4.2~昭19.4.1	25年	62,460	470,700			
昭19.4.2~	25年	29,700	470,700			

60歳をすぎた人も

納められます

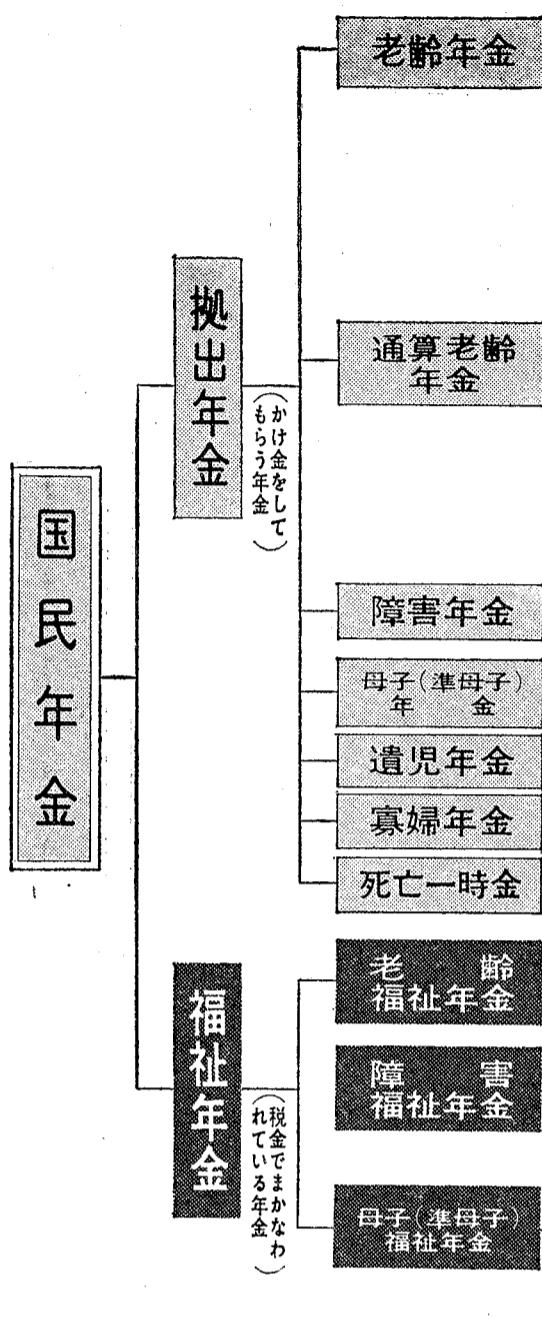
保険料をさかのぼって納められる特例納付は、今年6月30日までです。この特例でさかのぼって納められる保険料は、1か月当たり4,000円です。まとめて納めることもできますし、6月30日までの間に分けて納めることもできます。(年齢によって、さかのぼって納める保険料額と年金額は第3表を参照ください)

特例納付は  
6月30日まで  
保険料は月額4,000円

納められます

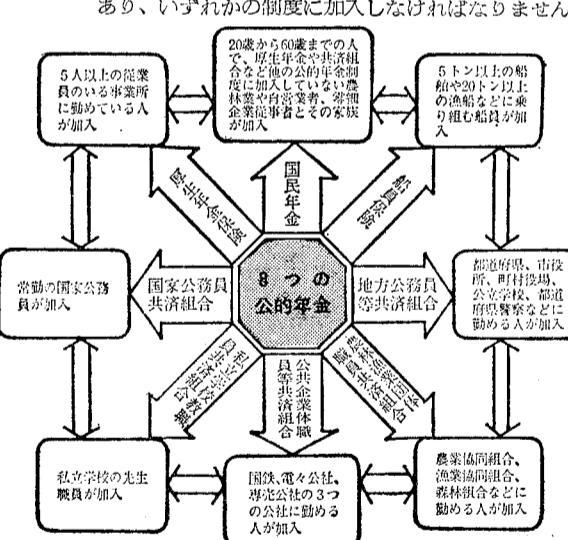
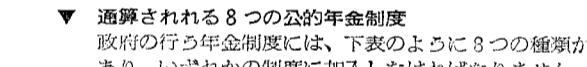
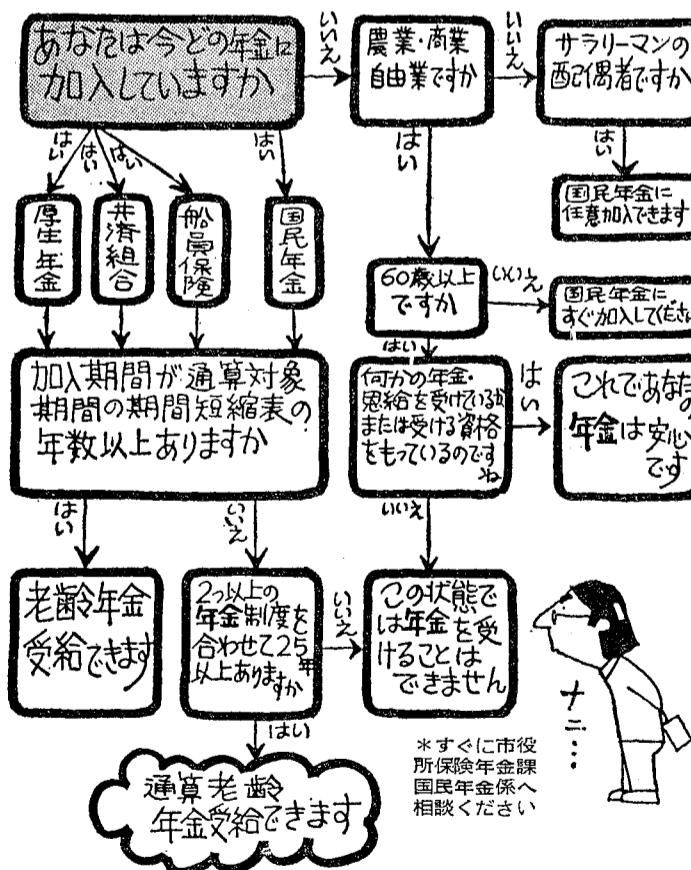
保険料をさかのぼって納められる特例納付は、今年6月30

## 国民年金には どんな種類が あるか



給付条件	年金額	手續に必要なもの
保険料を納めた期間と免除された期間を合せて25年以上ある人が、満65歳になったときに支給されます。 昭和5年4月1日以前に生まれた人は、25年未満でも生年月日によって、「通算老齢(退職)年金の期間短縮」の表の年数以上であれば支給されます。	<p>① 1,300円×【納付月数十(免除月数×1/2)】 × 1.207          ② 付加年金に加入している人は次の分が加算されます。 200円×付加保険料納付月数          ③ 特例加算(昭和5年4月1日以前に生まれた人に加算されます) 500円×(300-加入月数) × 納付月数十(免除月数×1/2) × 1,207 加入月数</p> <p>(例) 10年年金 年額 296,900円 25年納付 給付 470,700円 40年納付 給付 753,200円</p>	<p>(ア) 国民年金手帳 (イ) 印鑑 (ウ) 本人の住民票 (エ) 年金の受取方法は金融機関振込みと郵便局払いです。金融機関を希望される人はあなた名義の預金通帳を持って来て下さい。</p>
保険料を納めた期間や免除された期間が一年以上あり次のどれかにあればまるときに満65歳からうけられます。 <p>(ア) 国民年金と他の公的年金の通算対象期間を合わせた期間が25年以上あること。 (イ) 国民年金以外の他の公的年金の通算対象期間を合わせた期間が20年以上あること。 (ウ) 国民年金以外の他の公的年金制度における通算対象期間が、その制度での老齢(退職)年金給付をうけるに必要な期間以上であること。 (エ) 国民年金以外の他の制度から老齢(退職)年金給付をうけることができるること。 (オ) 配偶者が、公的年金に加入していたなどのため、国民年金の任意加入の対象者とされていたが、任意加入しなかった期間(カラ期間という)。</p> <p>昭和5年4月1日以前に生まれた人は、25年未満でも生年月日によって「通算老齢(退職)年金の期間短縮」表の年数以上であれば支給されます。</p>	<p>① 1,300円×【納付月数十(免除月数×1/2)】 × 1.207          ② 付加年金に加入している人は次の分が加算されます。 200円×付加保険料納付月数</p>	<p>① 通算対象期間が、厚生年金、船員保険のとき。…通算対象期間確認請求書 ② 通算対象期間が共済組合の組合員期間のとき。…通算対象期間確認通知書 ③ ①②の制度、または他の制度の年金をうけているとき。…うけている年金証書の写し ④ 通算対象期間が配偶者の期間であるときは①②③の他に戸籍抄本が必要です。 ⑤ その他老齢年金(ア)(イ)(エ)と同じ。</p>
最近の保険料納付済期間が、1年以上(免除期間のときは3年)ある人が病気やケガをして心身障害者になったとき。	<p>1級 年額 597,500円 2級 年額 478,000円</p>	<p>① 国民年金用診断書 ② 申立書 ③ その他 老齢年金(ア)(イ)(ウ)と同じ</p>
夫(父または祖父)が死亡したとき、最近の保険料納付済期間が一年以上(免除期間のときは3年)ある妻(祖母または姉)が満18歳未満の子(孫または弟妹)を扶養しているとき。	<p>子供が1人のとき 年額 478,000円 子供が2人のとき 年額 502,000円 子供が3人目以降は1人につき年額4,800円加算</p>	<p>① 世帯全員記載の住民票 ② その他老齢年金(ア)(イ)(エ)と同じ</p>
最近の保険料納付済期間が1年以上(免除期間のときは3年)ある両親が死亡し、遺児が満18歳未満のとき	母子年金の場合と同じ	母子年金の場合と同じ
老齢年金をうける資格のあった夫が、年金をうげずに死亡したときは10年以上婚姻関係のあった妻に満60歳から満65歳まで支給される。	夫の老齢年金額×1/2	<p>① 世帯全員記載の住民票 ② 戸籍抄本 ③ その他老齢年金(ア)(イ)(エ)と同じ</p>
保険料を3年以上納めた人が何の年金もうげずに死亡したとき。	23,000円 付加保険料納付済期間が3年以上あるときは 8,500円が加算されます。	母子年金の場合と同じ。
① 明治44年4月1日以前に生まれた人が満70歳に達したとき	年額 240,000円	<p>① 世帯全員記載の住民票 ② 戸籍抄本 ③ 印鑑</p>
① 満20歳以前に重度の障害の状態になった人が満20歳になったとき。 ② 昭和36年4月1日以前に重度の障害の状態になつた人。 ③ 明治44年4月1日以前に生まれた人で満70歳前に重度の障害の状態になった人。	年額 1級 360,000円 年額 2級 240,000円	<p>① 国民年金用診断書 ② 申立書 ③ 世帯全員記載の住民票 ④ 戸籍抄本 ⑤ 印鑑</p>
① 昭和36年4月1日以前に夫(父、祖父)と死別した妻(姉、祖母)が満18歳未満の子(弟、妹、孫)と生活しているとき ② 明治44年4月1日以前に生まれた妻(姉、祖母)が夫(父、祖父)と死別して満18歳未満の子(弟、妹、孫)と生活しているとき	<p>子供が1人のとき 年額 312,000円 子供が2人のとき 年額 24,000円加算 子供が3人目以降は1人につき 年額 4,800円加算</p>	<p>① 世帯全員記載の住民票 ② 戸籍抄本 ③ 印鑑</p>

年金受給資格をチェックしましょう



\* 年金を早くほしい人は \*

老齢・通算老齢年金は、満65歳から受給するのが普通ですか、希望によつて、満60歳から繰り上げて請求することができます。

この場合、年金額は減給されて下記のような支給率になり、終身変更されません。老齢・通算老齢年金は生きている間は受けられるものです。

ご自身の健康状態などを考慮して、有利な方法で請求してください。

請求時の年齢	支給率
満60歳	58%
満61歳	65%
満62歳	72%
満63歳	80%
満64歳	88%

△定期保険料……月額3710円  
△付加保険料……月額 400円  
です。付加年金に加入して付加保険料  
を納めると、将来受けける年金額がて  
分増額されます。この付加年金は、保  
険料を免除されている人以外であれば  
だれでも納めることができます。」

国民年金の保険料

納付が困難などとま

■ 納付が困難なとき

強制加入に該当する方で、生活保護法による生活扶助を受けている人や、障害年金、障害福祉年金、母子福祉年金を受けている人は、届け出があれば保険料が免除（法定免除）されます。

また所得がなかつたり、所得が低く保険料を納めることが困難な人も免除（申請免除）されますので、未納のまま放置しないでお気軽にご相談ください。

なお、保険料を免除された期間に相当する年金給付額は3分の1に減額されます。が、年金を受ける権利は保障されます。

❸ 保険料の追納

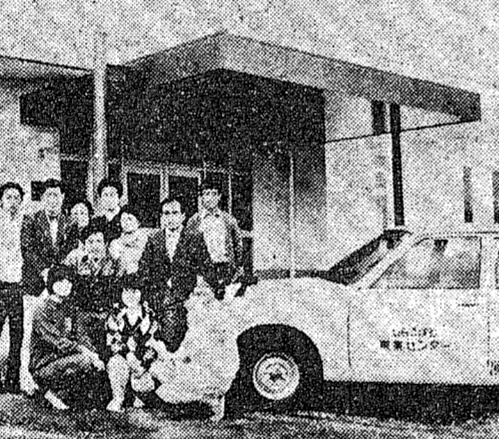
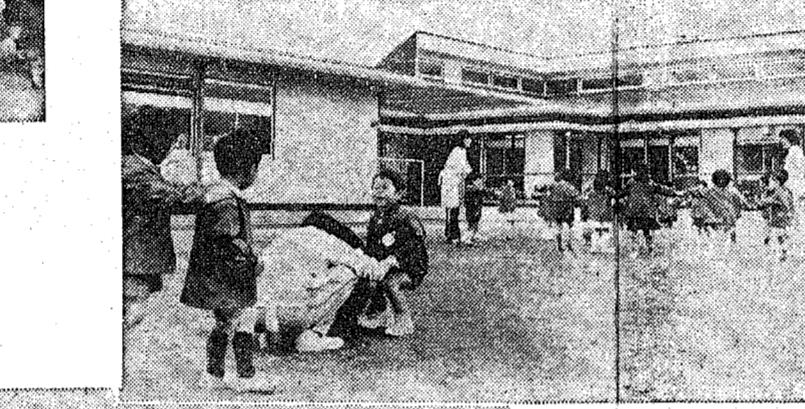
保険料の追納とは、保険料を納めることを免除（法定免除・申請免除）されていた人が、免除を受けた期間の保険料をあとから納めることによって、より高額の年金が保障される制度です。免除を受けた期間の保険料を追納する時は、その当時の保険料で追納できます。

なお、追納の要件は、①保険料の免除されている期間であること、②納付時ににおける10年以内の免除期間であること、③65歳の前日まであること、④老齢年金の請求をしていないこと、となっています。

あなたや、あなたと年計をつにうる配偶者、その他の親族が負担する国民年金の保険料をあなたが支払ったときは、その全額が社会保険料控除となります。あなたの所得から差し引かれ、譲税の対象になります。



← 大相撲が越谷にやってきました



↑ 市役所各課所の配置が変わりました

東葛西は4月1日から新しく自転車道を新設しました。横や斜面の歩道や、別途新設した歩道大輔な横の歩道を新設してあります。南北へおでかけする際は、自転車道を踏みながらのうえ利便性をもたらす。(埼玉市農林水産部ガーランタ)

車道は4月1日から新たに歩道を新設しました。横や斜面の歩道や、別途新設した歩道大輔な横の歩道を新設してあります。南北へおでかけする際は、自転車道を踏みながらのうえ利便性をもたらす。(埼玉市農林水産部ガーランタ)

車道は4月1日から新たに歩道を新設しました。横や斜面の歩道や、別途新設した歩道大輔な横の歩道を新設してあります。南北へおでかけする際は、自転車道を踏みながらのうえ利便性をもたらす。(埼玉市農林水産部ガーランタ)



← ますゆとり  
車間距離にも心にも

2日、この春小学校へ入学する児童500名余に、交通安全協会と富士銀行、安田火災、安田生命の3社からランドセルカバーと交通障害保険付の黄色いワッペンが贈られました。また、春の交通安全運動が6日から15日まで実施され、7日、越谷警察署長と市長が越谷駅入口で「ゆとりある運転」のステッカーを車に貼り、交通安全を呼びかけました。



↑ 桜並木のトンネルをくぐって

北越谷、元荒川堤の桜並木はいまが見ごろ。昭和31年に越谷町の有志によって植えられたもので、毎年4月には約一千本の桜が美しく咲きほこります。花吹雪といわれ、陽気の変わりやすい今日このごろですか、それでも桜にさわれた母子連れが花見を楽しんでいました。



↑ 登戸保育所としらこばと職業センターが開設

東では、登戸保育所を新設し、4月1日開

設しました。また、都営新宿者相談センターは、

持つての相談室として、相談室では、

持









